

避難指示区域内で生じる工事廃棄物等への 対応のための連携協議会規約（案）

（名称）

第 1 条 本協議会は、「避難指示区域内で生じる工事廃棄物等への対応のための連携協議会」（以下「連携協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 連携協議会は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い設定された警戒区域及び計画的避難区域である区域またはこれらの区域であった区域（以下、「避難指示区域」という。）において、国又は地方公共団体等が施行する復旧工事等から生じる工事廃棄物等について円滑な処理を行うため、インフラ事業実施主体（国の出先機関・県・市町村等のインフラ工事発注者。以下、同じ）、除染事業実施主体、廃棄物処理実施部局及び県・市町村等の連携・調整を図ることを目的とする。

（連携協議会の事務）

第 3 条 連携協議会は、以下に掲げる事項について協議等を行う。

- 一 避難指示区域における工事廃棄物等の処理に関する情報の収集・提供に関する事項
- 二 工事廃棄物等に関する仮置場・処理施設の確保・運用に係る課題等の把握及び対応に関する事項
- 三 前号に掲げる課題等の把握及び対応にあたって必要となる廃棄物等の仮置場・処理施設に係る情報の収集・提供に関する事項
- 四 本規約の改廃に関する事項

（連携協議会の組織）

第 4 条 連携協議会は、別紙 1 の構成員（以下、「協議会構成員」という。）をもって組織する。また、協議会構成員の過半数の同意を得たうえで、必要に応じて協議会構成員以外の者をオブザーバー参加させることができるものとする。

2 協議会構成員の変更等については、福島復興再生総局事務局(以下、「協議会事務局」という。)に申し出るものとする。

(連携協議会の運営)

第5条 連携協議会の運営は、協議会事務局が担うものとする。

(定期総会の開催)

第6条 連携協議会は、年一回総会を開催する。

(臨時総会の開催)

第7条 前条の規定に係わらず、連携協議会構成員が必要と認める場合、協議会事務局に対し、随時、連携協議会の臨時開催を求めることができる。

2 前項の求めがあった場合、協議会事務局は、連携協議会の開催について検討の上、協議会構成員に開催を通知する。

(連携協議会の議事)

第8条 連携協議会は、福島復興再生総局事務局が議長として議事進行を行う。

2 連携協議会の議事は、第17条第2項に規定する場合を除き、出席した協議会構成員の過半数をもって決する。出席した協議会構成員の過半数をもって決する。

3 連携協議会において解決策が見出せない場合は、福島復興再生総局において解決に向け検討を行い、必要に応じて、福島復興再生総括本部において対応することとする。

(幹事会の設置)

第9条 連携協議会の協議事項に係る検討・調整を円滑に進めるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別紙2の構成員(以下、「幹事会構成員」という。)をもって組織する。また、幹事会構成員の過半数の同意を得たうえで、必要に応じて幹事会構成員以外の者をオブザーバー参加させることができるものとする。

3 第6条に規定する定期総会は、重要な協議事項がない場合には幹事会をもってこれに代えることができるものとする。

4 幹事会の運営は、福島復興再生総局事務局(以下、「幹事会事務局」という。)が担うものとする。

(工事廃棄物等の仮置場調整部会の設置)

第10条 仮置場の確保・運用に関して、弾力的に一元的な調整を行うため、協議会構成員の求めに応じて、市町村ごとに、工事廃棄物等の仮置場調整部会(以下、「仮置場調整部会」という。)を設置することができる。

- 2 前項の求めは、福島復興局に対し行う。
- 3 第1項の求めがあった場合、福島復興局は、速やかに仮置場調整部会の設置について、福島環境再生事務所及び原子力災害対策現地本部の合意を得て、協議会構成員に対し仮置場調整部会の設置を通知する。

(仮置場調整部会の組織)

第11条 仮置場調整部会は、当該市町村ごとに関係する協議会構成員の所属職員を構成員(以下、「部会構成員」という。)として組織する。

(仮置場調整部会の運営)

第12条 仮置場調整部会の運営は、市町村の部会ごとに、福島復興局が担当し、福島環境再生事務所及び原子力災害現地対策本部はこれを補佐するものとする。

(仮置場調整部会の開催)

第13条 部会構成員は、福島復興局に対し、随時、仮置場調整部会の開催を求めることができる。

- 2 前項の求めがあった場合、福島復興局は、速やかに福島環境再生事務所及び原子力災害現地対策本部と仮置場調整部会の開催について協議し、部会構成員に対し、当該部会の開催を通知する。

(仮置場調整部会の議事)

第14条 仮置場調整部会は、福島復興局次長が議事進行を行う。

(その他の部会)

第15条 前条に規定する仮置場調整部会のほか、協議会の下に、目的に応じて、部会を設置することができる。

- 2 その他の部会の設置及び運営等に係る事項は、福島復興局、福島環境再生事務所及び原子力災害現地対策本部が協議の上、定めるものとする。

(工事廃棄物処理計画書)

第16条 第3条第一号に掲げる避難指示区域における工事廃棄物等の処理に関する情報の収集のため、復旧工事の実施を予定している協議会構成員は、別に定める工事廃棄物処理計画書を作成し、協議会事務局に提出するものとする。

(規約の改廃)

第17条 協議会構成員及び協議会事務局は、必要と認める場合、規約の改廃を申し出ることができる。

- 2 規約の改廃は、第6条又は第7条第1項の規定により開催される連携協議会において、協議会構成員の過半数の同意を得て行うものとする。ただし、軽微な改廃については、事務局において行い、協議会構成員に通知するものとする。

附 則

この規約は、平成25年6月10日より施行する。

(別紙1)

連携協議会 総会

○構成員

所 属	職 名
福島県	生活環境部長
	農林水産部 技監
	土木部 技監
田村市	副市長
南相馬市	副市長
川俣町	副町長
檜葉町	副町長
富岡町	副町長
川内村	副村長
大熊町	副町長
双葉町	総務課長
浪江町	副町長
葛尾村	副村長
飯舘村	副村長
双葉地方広域市町村圏組合	事務局長
双葉地方水道企業団	事務局長
農林水産省 東北農政局 整備部	次長
国土交通省 東北地方整備局	防災対策技術分析官
国土交通省 東北地方整備局 磐城国道事務所	副所長
東日本高速道路株式会社 東北支社 管理事業部	調査役
東日本高速道路株式会社 東北支社 建設事業部 建設事業統括課	課長

東日本高速道路株式会社 東北支社 いわき管理事務所	副所長
東日本高速道路株式会社 東北支社 いわき工事事務所	副所長
東日本高速道路株式会社 東北支社 相馬工事事務所	副所長
日本下水道事業団 東北総合事務所	次長

○オブザーバー

所 属	職 名
広野町	副町長

○事務局

所 属	職 名
福島復興局	局長
福島環境再生事務所	所長
原子力災害現地対策本部	副本部長

(別紙2)

連携協議会 幹事会

○構成員

福島県	職 名
	生活環境部 一般廃棄物課長
	生活環境部 産業廃棄物課長
	農林水産部 農林技術課長
	農林水産部 森林保全課長
	農林水産部 農村基盤整備課長
	土木部 土木企画課長
	土木部 技術管理課長
田村市	建設課長
南相馬市	土木課長
川俣町	建設水道課長
檜葉町	建設課長
富岡町	都市整備課長
川内村	住民課長
大熊町	復興事業課長
双葉町	建設課長
浪江町	復旧事業課長
葛尾村	地域振興課長
飯舘村	復興対策課長
双葉地方広域市町村圏組合	環境福祉課長
双葉地方水道企業団	施設課長

農林水産省 東北農政局 整備部	福島復旧復興対策官
農林水産省 東北農政局 南相馬地域直轄災害復旧事務所	所長
国土交通省 東北地方整備局	防災対策技術分析官
国土交通省 東北地方整備局 磐城国道事務所	副所長
東日本高速道路株式会社 東北支社 管理事業部	調査役
東日本高速道路株式会社 東北支社 建設事業部 建設事業統括課	課長
東日本高速道路株式会社 東北支社 いわき管理事務所	副所長
東日本高速道路株式会社 東北支社 いわき工事事務所	副所長
東日本高速道路株式会社 東北支社 相馬工事事務所	副所長
日本下水道事業団 東北総合事務所 福島事務所	所長

○オブザーバー

所 属	職 名
広野町	建設課長

○事務局

所 属	職 名
福島復興局	次長
福島環境再生事務所	次長
原子力災害現地対策本部	室長

(参考1)

仮置場調整部会 構成員 (〇〇市 (町村)) (イメージ)

所属	職名
福島県	生活環境部課長
	農林水産部課長
	土木部課長
	相双農林事務所課長
	相双建設事務所課長
	相馬港湾事務所課長
〇〇市町村	復興担当課長
	復旧事業担当課長
	廃棄物処理担当課長
	除染担当課長
双葉地方広域市町村圏組合	〇〇課長
双葉地方水道企業団	〇〇課長
農林水産省 東北農政局 整備部 防災課	災害査定官
農林水産省 東北農政局 南相馬地域直轄災害復旧事務所	工事課長
国土交通省 東北地方整備局 磐城国道事務所	管理課長
東日本高速道路株式会社 東北支社 〇〇事務所	〇〇
日本下水道事業団 〇〇事務所	〇〇
福島復興局	次長
福島環境再生事務所	次長
原子力災害現地対策本部	室長